

現場説明書（技術的事項）

工事名称 光南町北公園外3公園便所解体工事

1 現場の状況

工事場所は、4つの敷地に分かれています。

- ・福山市光南町二丁目にある、光南町北公園内
 - ・福山市光南町三丁目にある、光南町南公園内
 - ・福山市西町三丁目にある、蓮池公園内
 - ・福山市東桜町にある、東桜町公園内
- 工事期間中は、市民の利用があります。

2 別途工事

- ・電気設備工事
- ・給排水衛生設備工事

3 留意事項

【共通事項】

- (1) 工事に当たっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮してください。
- (2) 工事期間中も公園を使用しているため、工事関係者はもとより、第三者への安全確保に必要な対策を講じてください。
- (3) 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ってください。
- (4) 資材の搬入、搬出時にはシート等でカバーするなど、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意してください。
- (5) 道路等を汚損した場合は、速やかに清掃等の復旧を行い、工事期間中の進入、退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生、補修等）は、受注者で行ってください。
- (6) 工事場所外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期してください。
- (7) 工事に係る留意事項は、協力業者、資材納入業者等にも指導を徹底してください。
- (8) 工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理してください。
- (9) 実施工程表は、契約後14日以内に提出し承諾を受けてください。また、施工関係書についても速やかに提出し、承諾を受けてください。
- (10) 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、監督員及び施設管理者に報告するとともに、受注者の責任で速やかに復旧してください。
- (11) はつり工事等施設使用に影響を及ぼす作業については、十分な騒音・粉塵対策を講じてください。
- (12) 特定建設資材は再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。

- (13) 工事施工に必要な官公署への手続は、受注者の責任において速やかに行い、手続を行った場合は、速やかに報告してください。
- (14) 受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。
- (15) 受注者は、各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めてください。

【特記事項】

- (1) 工事範囲内において工事用進入路確保のために行う養生等の必要な措置は、受注者で行ってください。
また、仮囲い等については、設計図書等を基に確実に行い、工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設又は一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行い、必要に応じて工事範囲の明示と安全の確保を行ってください。
- (2) 本工事場所の進入口及び通路は、公園使用に際し工事期間中も確保する必要があるため、各入口や通路の通行と安全の確保を行ってください。
- (3) 現場着手日及び工事関係車両の駐車場の計画は、監督員と協議の上、決定してください。
- (4) 受注者は、地域行事の運営等を円滑に行えるよう、地域との調整に努めてください。

光南町北公園外 3 公園便所解体工事

図面リスト	
図面番号	図名
1	図面リスト
2	解体工事特記仕様書（1）
3	解体工事特記仕様書（2）
4	見取図
5	付近見取図、配置図（光南町北公園）
6	平面図、立面図、断面図（光南町北公園）
7	付近見取図、配置図（光南町南公園）
8	平面図、立面図、断面図（光南町南公園）
9	付近見取図、配置図（蓮池公園）
10	平面図、立面図、断面図（蓮池公園）
11	付近見取図、配置図（東桜町公園）
12	平面図、立面図、断面図（東桜町公園）

福山市建設局建築部営繕課					発注
主務	課員	第2担当次長	課長補佐	営繕課長	2025年 11月

解体工事特記仕様書

1. 工事概要	光南町北公園外3公園便所解体工事
2. 工事場所	福山市光南町二丁目外3町内
3. 敷地面積	別表1参照
4. 解体建物概要	
1) 構造・規模	別表1参照
2) 新第3工事の着工日	光南町北公園 450.54m ² RC造・平家建 1954年 別表1参照
3) 耐火	・耐火・準耐火 (○その他)
4) その他	
5. 工事範囲	蓮池公園 300.73m ² RC造・平家建 1957年 解体工事一式(別紙の図示による) 東桜町公園 12.454m ² CB造・平家建 1974年 東桜町公園 166.65m ² FRP造・平家建 1954年
6. 別途工事	なし

※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

II. 建築工事仕様

1. 共通仕様	面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官公署総務課監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版) (以下、「解体仕様書」という。)による。
2) 新第3工事の着工日	別表1参照
3) 耐火	・耐火・準耐火 (○その他)
4) その他	
5. 工事範囲	解体工事一式(別紙の図示による)。
6. 別途工事	なし

※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

II. 建築工事仕様

1. 共通仕様

面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官公署総務課監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版) (以下、「解体仕様書」という。)による。

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。

(1) 地元企業・地場製品の活用

本工事受注者は、地元企業・地場製品の積極的な活用に努める。

(2) 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

※設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

2. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

3. 共通仕様

面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官公署総務課監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版) (以下、「解体仕様書」という。)による。

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。

(1) 地元企業・地場製品の活用

本工事受注者は、地元企業・地場製品の積極的な活用に努める。

(2) 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

※設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

4. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

5. 共通仕様

面図及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官公署総務課監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版) (以下、「解体仕様書」という。)による。

電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。

(1) 地元企業・地場製品の活用

本工事受注者は、地元企業・地場製品の積極的な活用に努める。

(2) 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

※設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。

(3) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

6. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

7. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

8. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

9. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

10. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

11. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

12. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

13. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

14. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

15. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

16. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

17. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

18. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

19. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

20. 特記仕様

(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

(4) 印と(印)のついた場合は共に適用する。

(5) 项目欄に記載の()内番号は共通仕様書の該当項目を示す。

21. 特記仕様

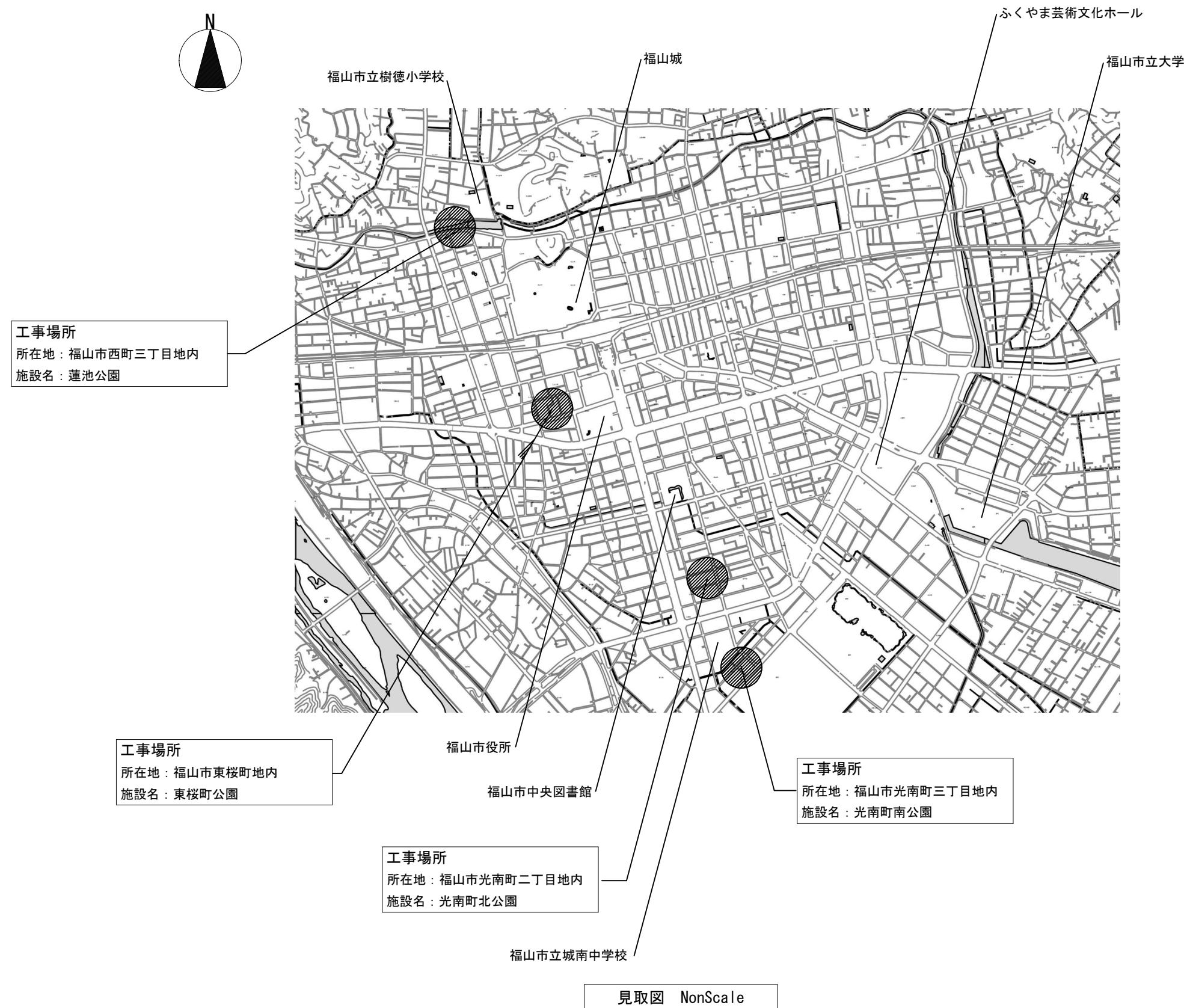
(1) 章・項目は番号に印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は(印)のついたものを適用する。

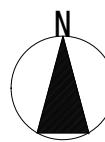
(3) 印のついた場合は、(印)のついたものを適用する。

章	項	特記事項	章	項	特記事項	章	項	特記事項	章	項	特記事項											
⑥	石綿含有建材の除去及び処理	<p>⑤除去物の処理 ※密封処理（二重袋梱包）・セメント固化</p> <p>3) 除去工法 ※図面による・共通仕様による</p> <p>施工場所（）</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①除去した石綿等に吹き付け材等を撤去するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。 処分場所（）運搬距離（） 受入条件（※平日受入・） ※埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物処理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 ④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体撤出する。 ⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2) ⑤により処理等を行う。 ⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。</p>	⑥		<p>化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。</p> <p>③除去した石綿含有仕上塗料の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 6 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 ・埋立処分（安定型最終処分場・管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。</p>																	
5	石綿含有保温材等の除去 (6.4.1~6.4.4)	<p>1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 ・下記による※図面による</p> <table border="1"> <tr><th>石綿含有保温材等の仕様</th><th>使用部位</th></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </table> <p>2) 养生等 ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 ②作業場の隔離（・行う※行わない） 石綿含有保温材等の除去にあたり、搖き落し・破碎・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。</p> <p>3) 作業場の隔離を行う場合は、4 2) を適用する。 除去工法 ※粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ぼし・石綿含有吹き付け材の除去による 除去物の処理（※密封処理（二重袋梱包）・セメント固化）</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。</p>	石綿含有保温材等の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・										
石綿含有保温材等の仕様	使用部位																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					
6	石綿含有成形板等の除去 (6.5.1~6.5.4)	<p>1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 ・下記による※図面による</p> <table border="1"> <tr><th>石綿含有成形板等の仕様</th><th>使用部位</th></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </table> <p>2) 养生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場の周辺の養生を行う。</p> <p>3) 除去工法 ①原則、手ぼしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ②除去した石綿含有成形板等の積積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破碎された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。 ・石綿含有成形板等 ※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等 ・埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで被う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。 ③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。</p> <p>5) 確認及び後片付け ①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。</p>	石綿含有成形板等の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・										
石綿含有成形板等の仕様	使用部位																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					
7	石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去	<p>1) 処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位 ・下記による※図面による</p> <table border="1"> <tr><th>石綿含有仕上塗材の仕様</th><th>使用部位</th></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </table> <p>2) 养生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。</p> <p>3) 除去工法 （施工場所：※図示・） ①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤</p>	石綿含有仕上塗材の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・										
石綿含有仕上塗材の仕様	使用部位																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					
・	・																					



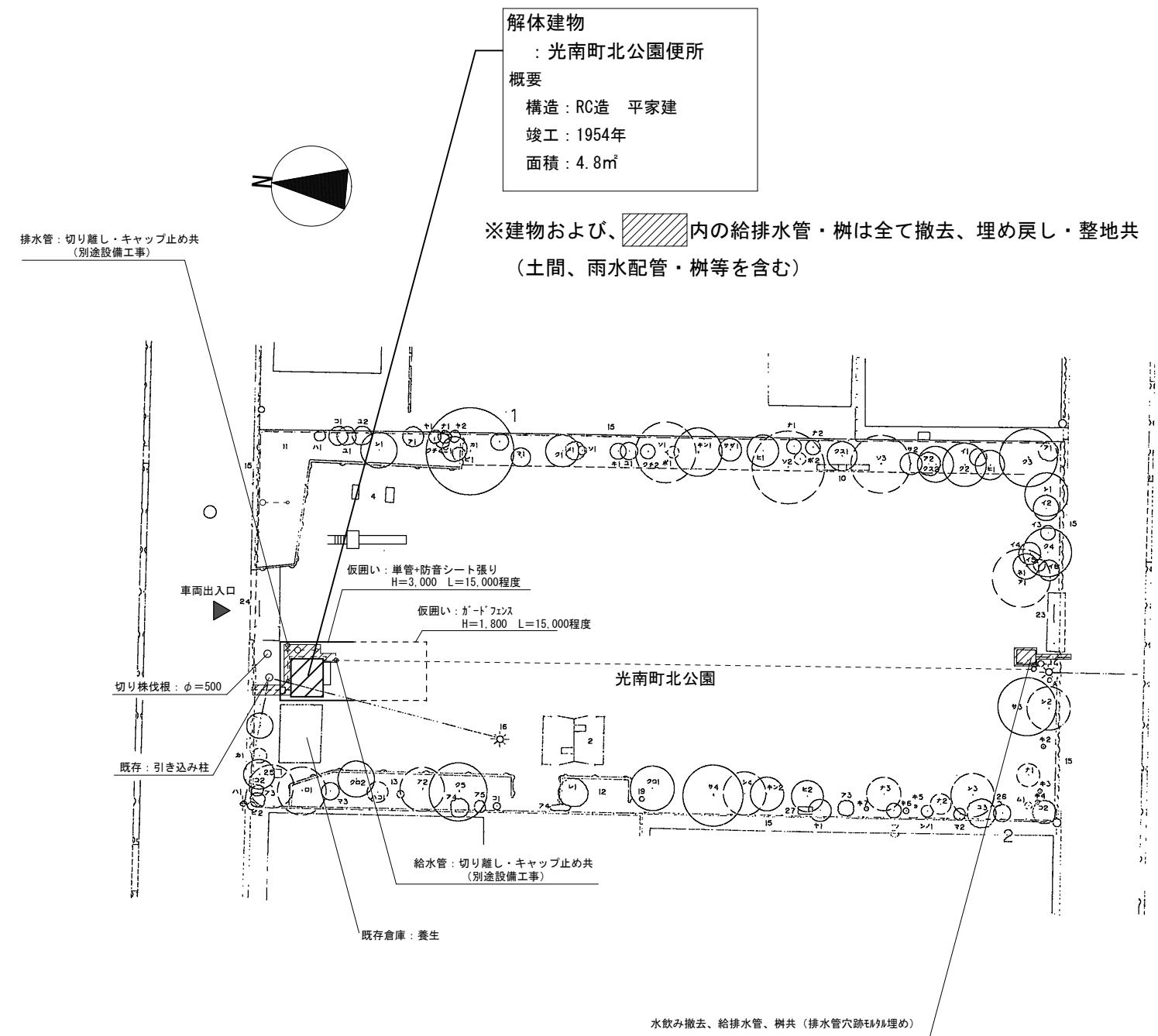


工事名	光南町北公園外3公園便所解体工事	図面No
設計	2025年 11月	見取図
		4 / 12



光南町北公園 付近見取図 NonScale

工事場所
所在地：福山市光南町二丁目地内
施設名：光南町北公園

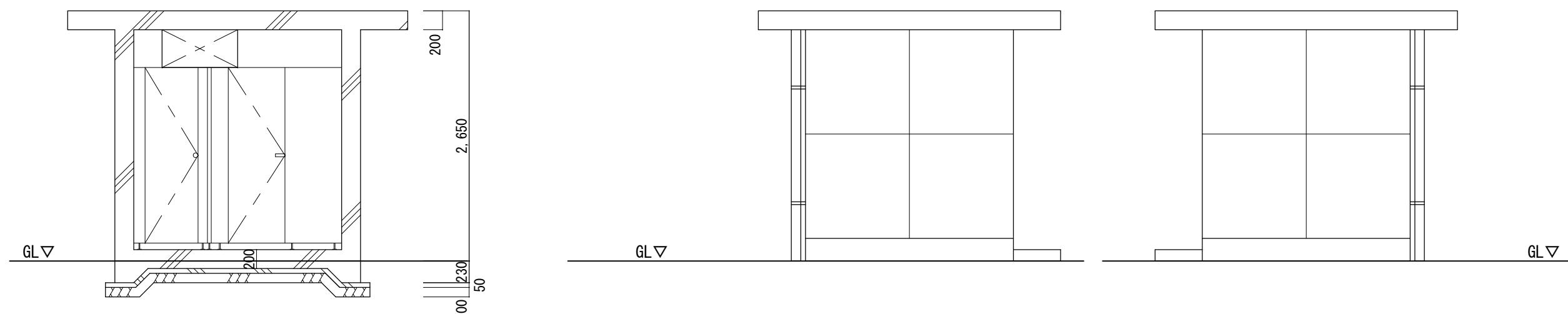
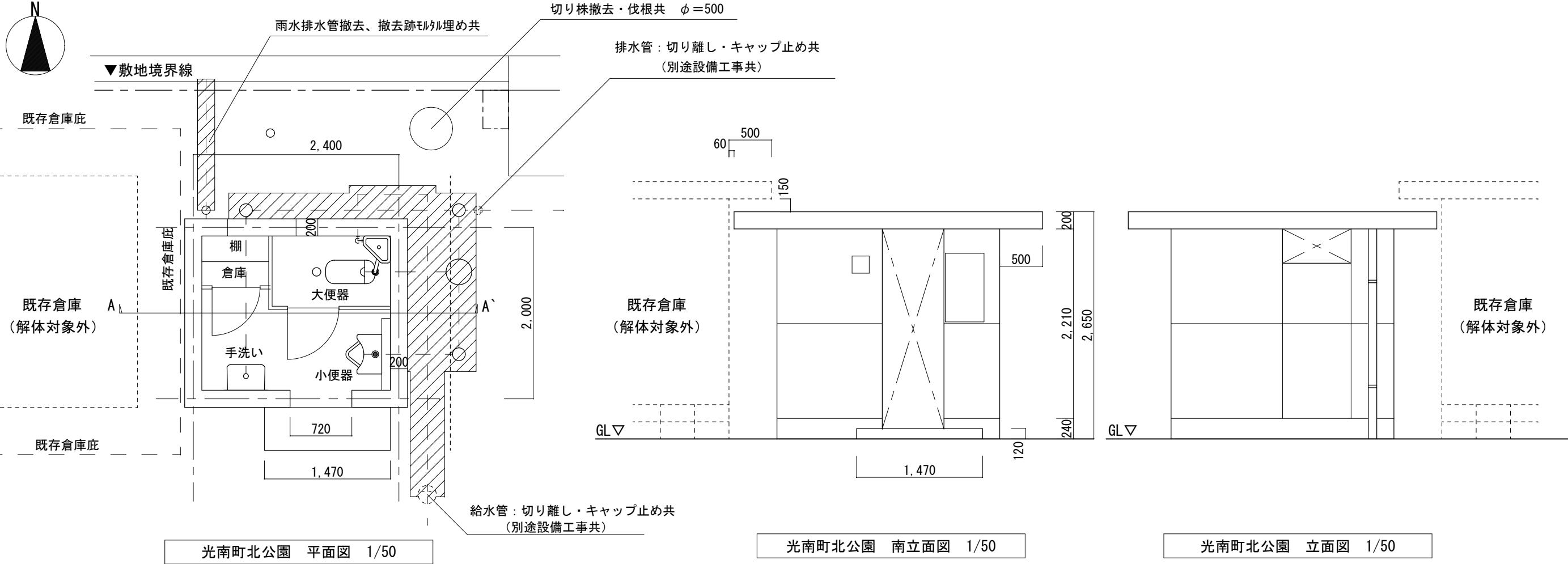


光南町北公園 配置図 S=1/400

工程名	工程名	工程名
福山市建設局建築部営繕課	福山市建設局建築部営繕課	福山市建設局建築部営繕課
設計	設計	設計
2025年 11月	2025年 11月	2025年 11月



面積名	面積名	面積名
光南町北公園外 3公園便所解体工事	光南町北公園外 3公園便所解体工事	光南町北公園外 3公園便所解体工事
付近見取図、配置図 (光南町北公園)	付近見取図、配置図 (光南町北公園)	付近見取図、配置図 (光南町北公園)



光南町北公園 A-A'断面図 1/5

【元南町北公園便所】既存仕上表		
外部	巾木	モルタル塗
	外壁	複層塗材E（アスペクト含有無し）
	軒裏	同上
	屋根	モルタル塗

光南町北公園 西立面図 1/50

光南町北公園 東立面図 1/50

内 部	床	モルタル塗
	腰壁	タイル張り 100角
	壁	複層塗材E (アスペクト含有無し)
	天井	同上

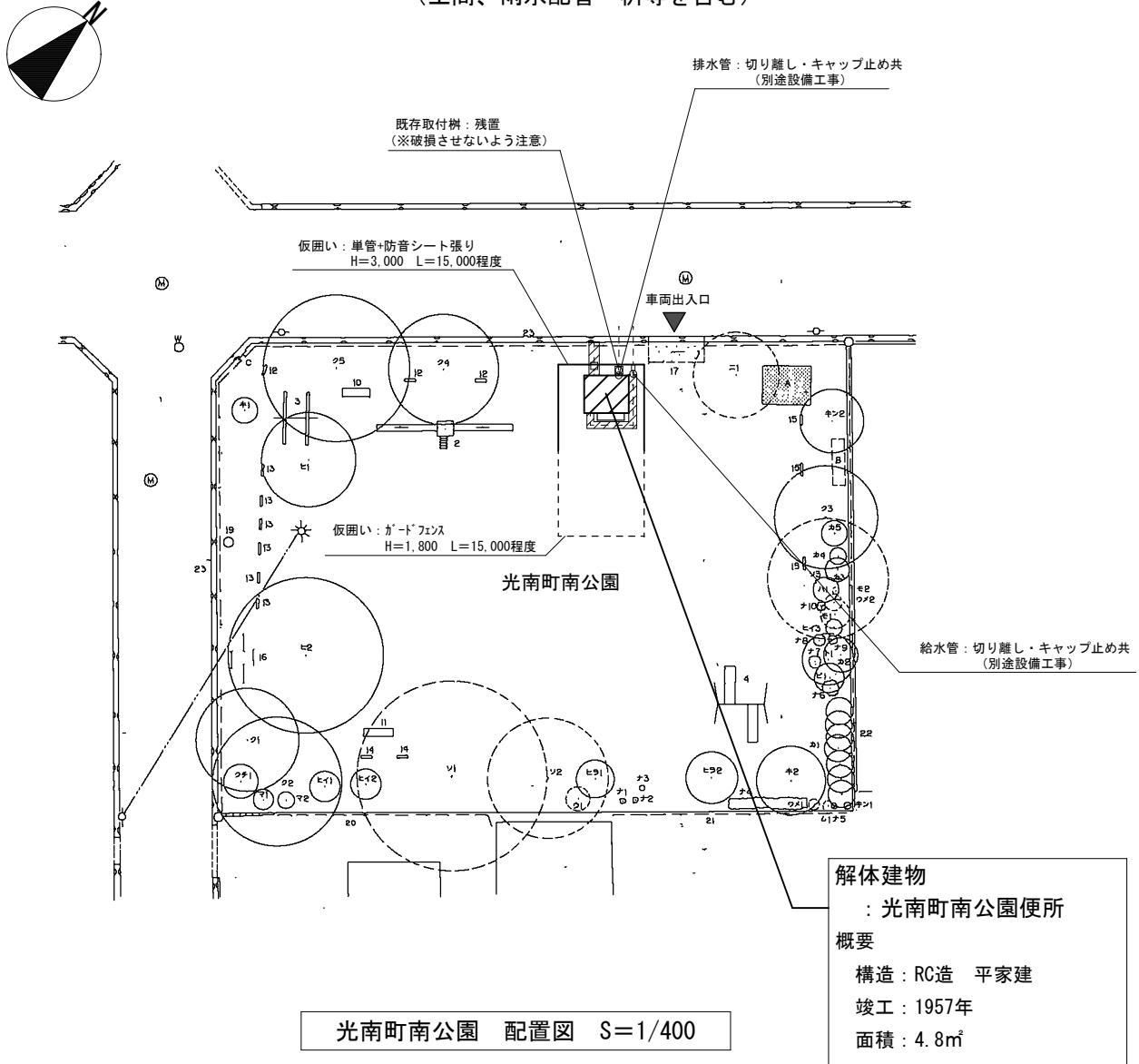
※建物および、内の給排水管・桿は全て撤去、埋め戻し・整地共
(土間、雨水配管・桿等を含む)



光南町南公園 付近見取図 NonScale

工事場所
所在地：福山市光南町三丁目地内
施設名：光南町南公園

※建物および、内の給排水管・樹は全て撤去、埋め戻し・整地共
(土間、雨水配管・樹等を含む)

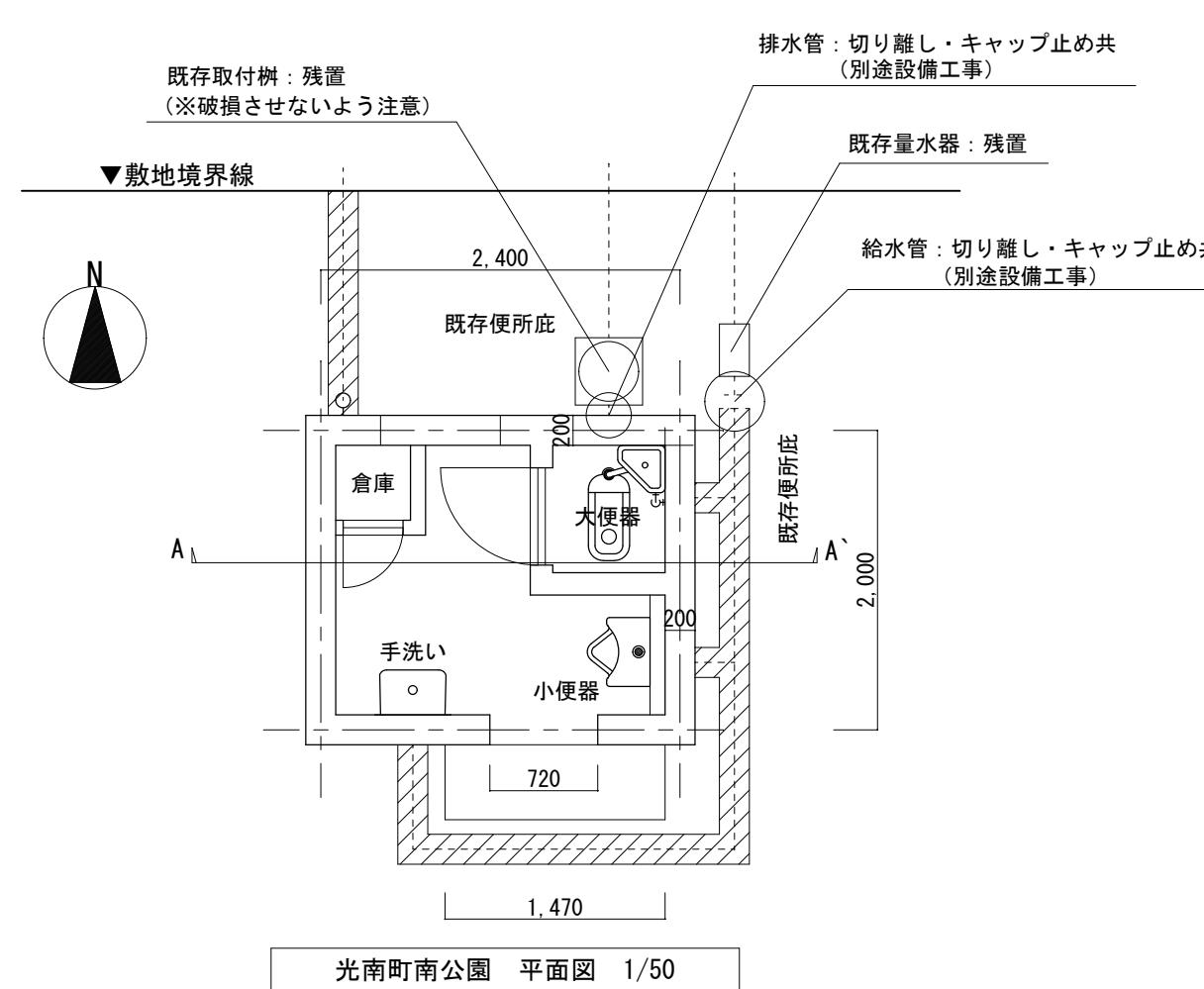


光南町南公園 配置図 S=1/400

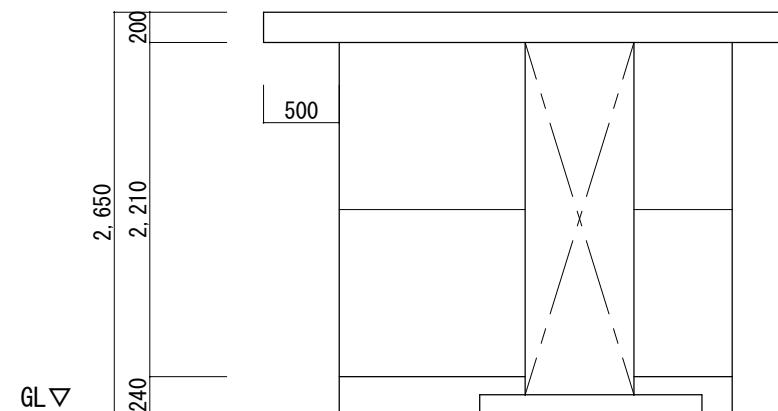
工程名	福山市建設局建築部營繕課
設計	2025年 11月
図面名	付近見取図、配置図（光南町南公園）
縮尺	S=NonScale、1/400

工程名	福山市建設局建築部營繕課
設計	2025年 11月
図面名	付近見取図、配置図（光南町南公園）

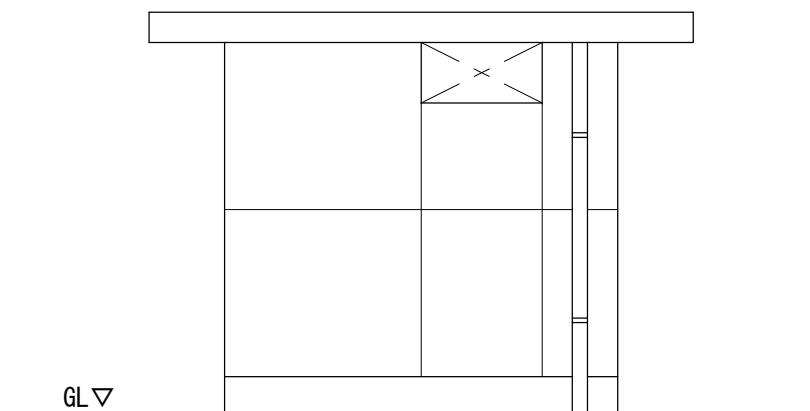
工程名	福山市建設局建築部營繕課
設計	2025年 11月
図面名	付近見取図、配置図（光南町南公園）



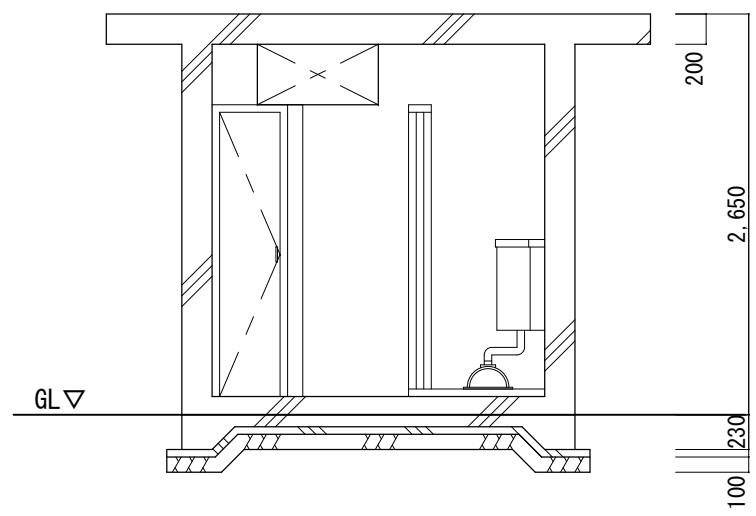
光南町南公園 平面図 1/5



光南町南公園 南立面図 1/50



光南町南公園 北立面図 1/50



光南町南公園 A-A`断面図 1/50

【光南町南公園便所】既存仕上表

外 部	巾木	モルタル塗
	外壁	外装薄塗材E（アスペクト含有無し）
	軒裏	同上
	屋根	モルタル塗

光南町南公園 西立面図 1/50

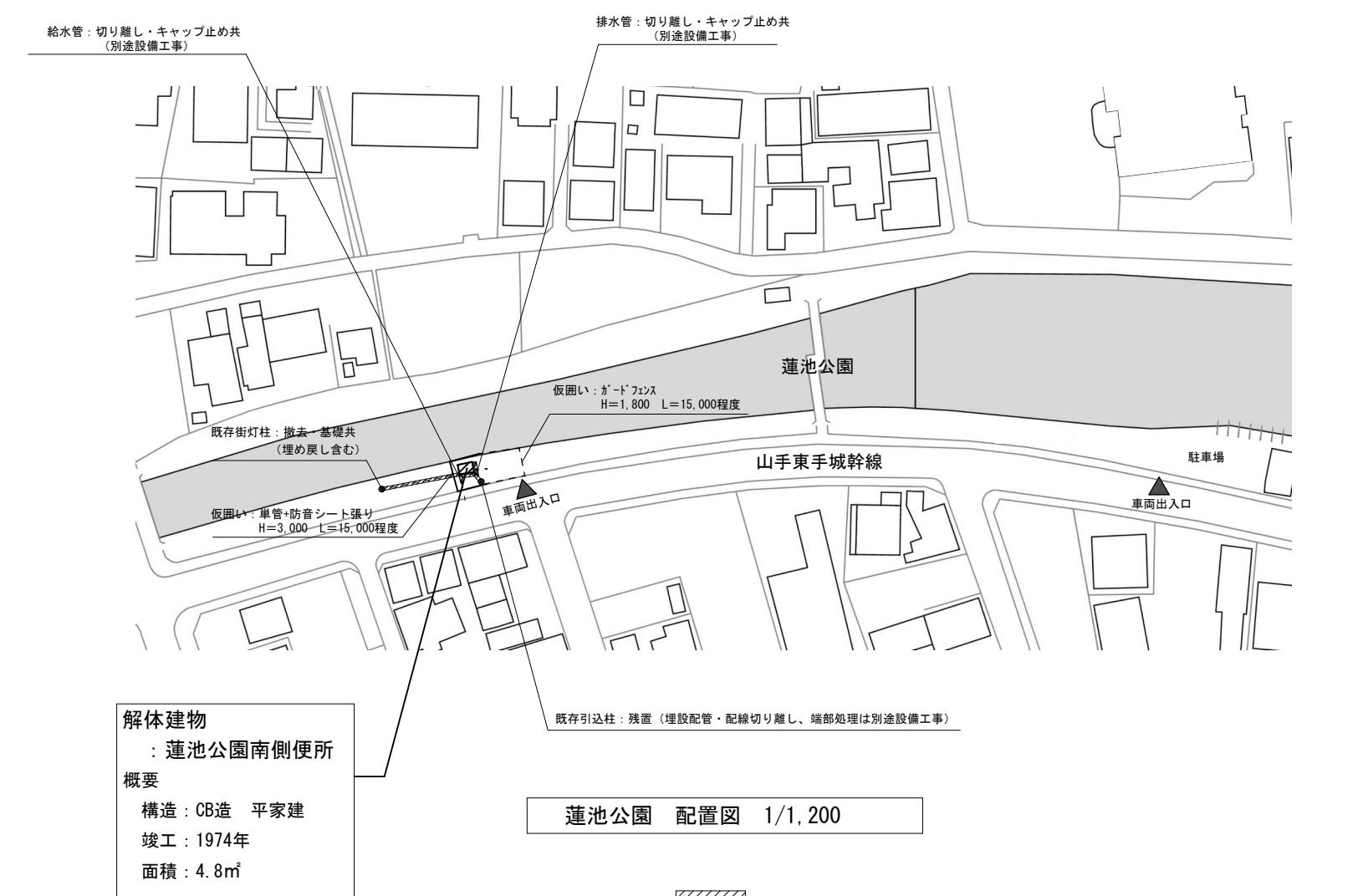
光南町南公園 東立面図 1/50



※建物および、内の給排水管・棊は全て撤去、埋め戻し・整地共
(土間、雨水配管・棊等を含む)



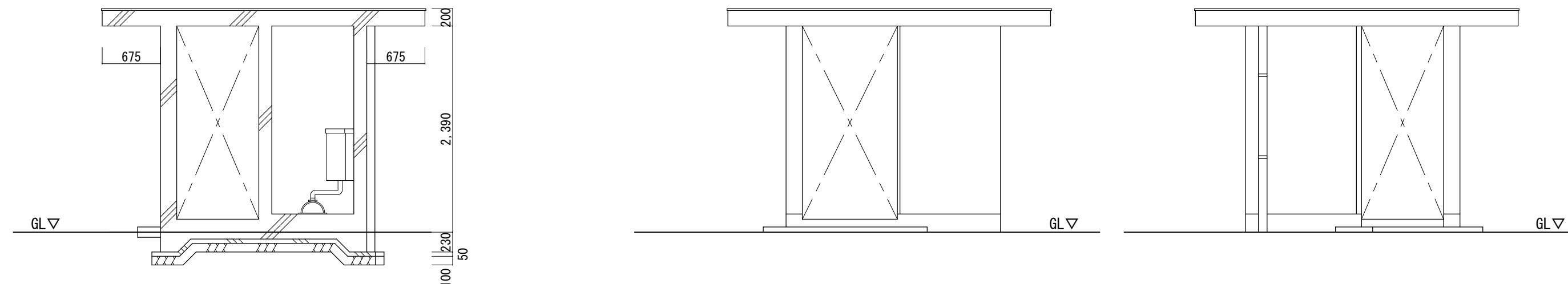
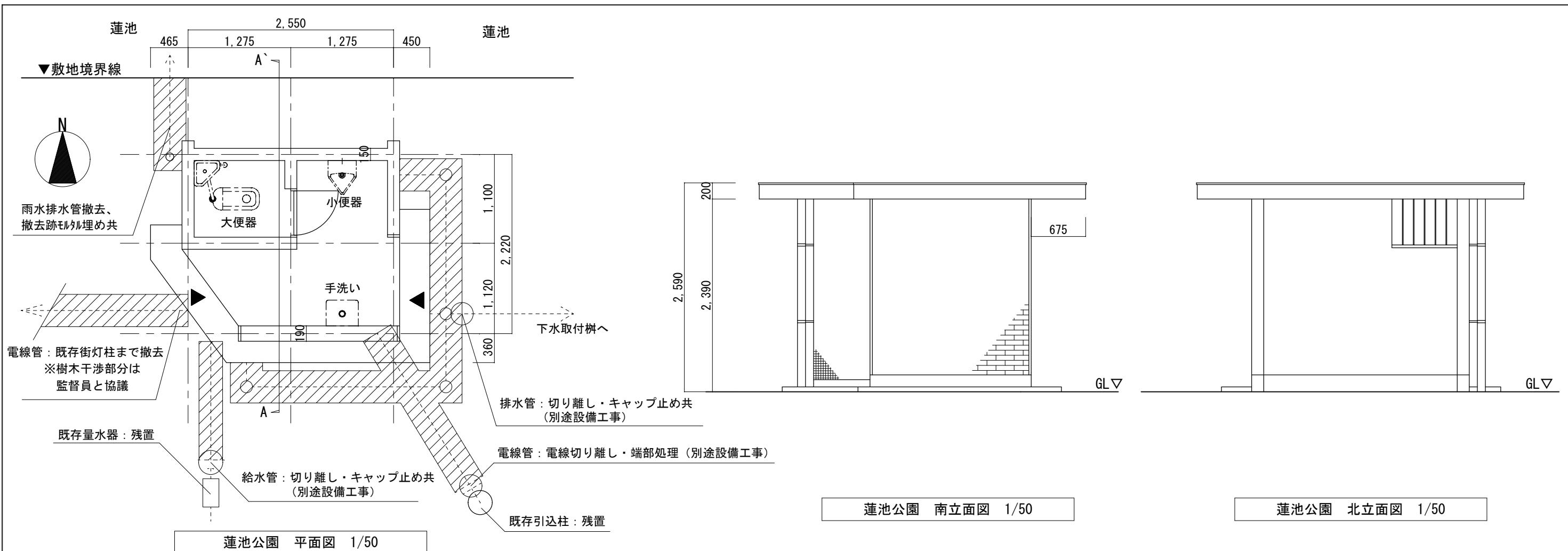
蓮池公園 付近見取図 NonScale



※建物・街灯柱および、[diagonal hatching] 内の配管 (配線) ・給排水管は全て撤去、埋め戻し・整地共
(土間、雨水配管・樹等を含む)

工程名	工程名	工程名
光南町北公園外 3 公園便所解体工事	計画	福山市建設局建築部営繕課
	2025年 11月	面積名
		付近見取図、配置図（蓮池公園）

図面No	図面名	縮尺
9 / 12	付近見取図、配置図（蓮池公園）	S=NonScale、1/1200



蓮池公園 A-A'断面図 1/50

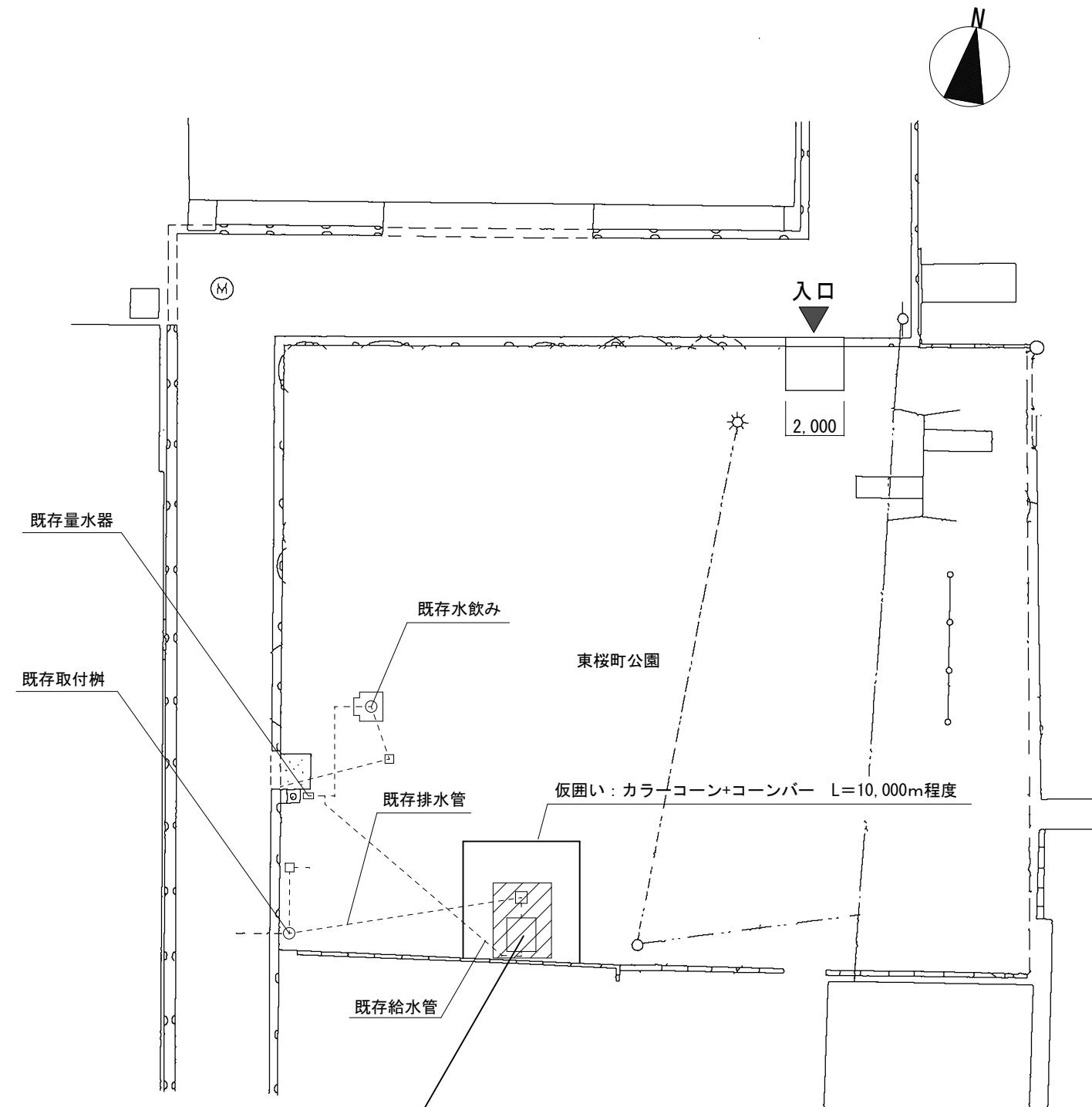
蓮池公園 西立面図 1/50

蓮池公園 東立面図 1/50



工事場所
所在地：福山市東桜町地内
施設名：東桜町公園

東桜町公園 付近見取図 NonScale



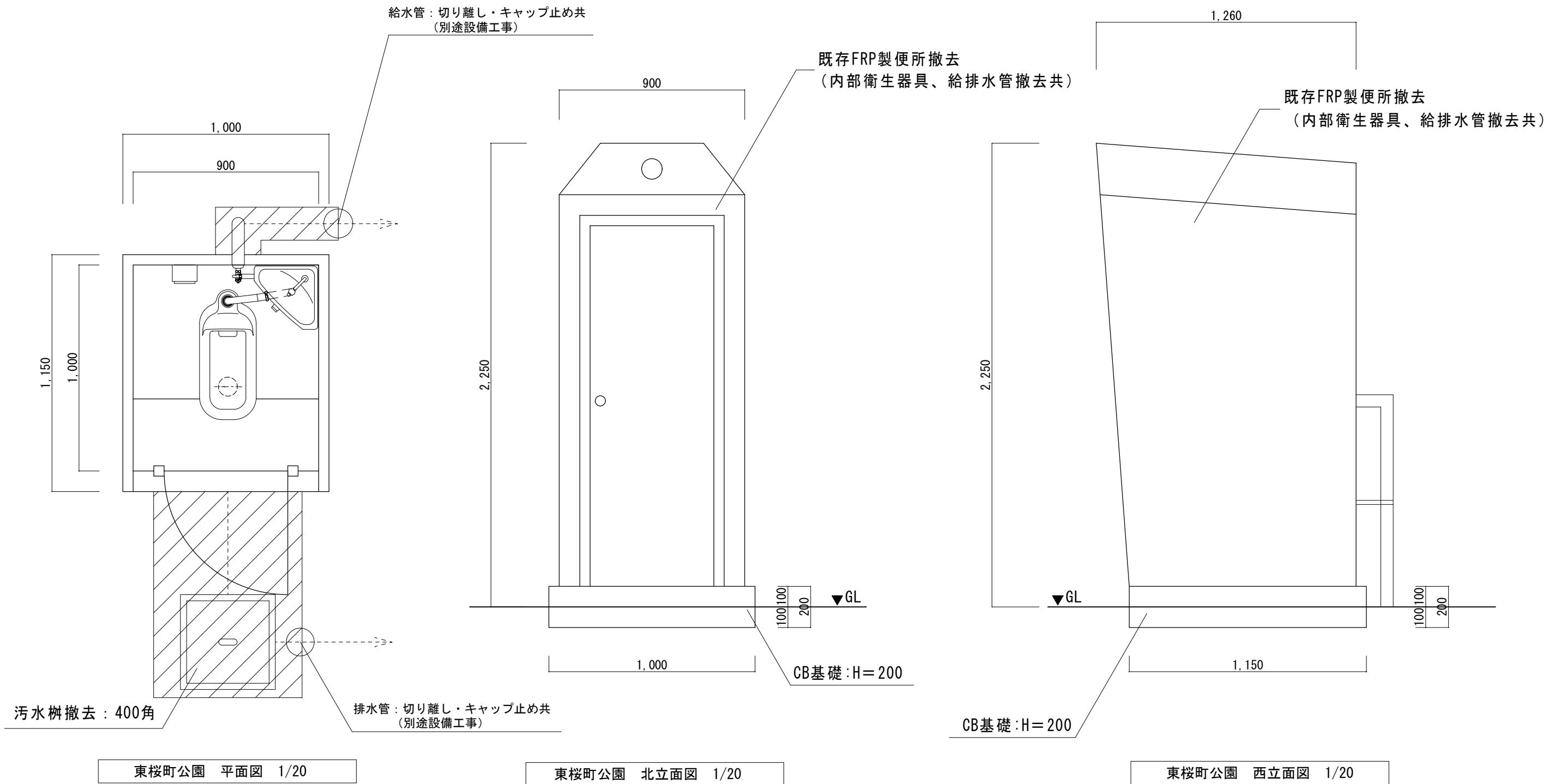
東桜町公園 配置図 1/200

※建物および、内の給排水管・樹は全て撤去、埋め戻し・整地共
(土間、雨水配管・樹等を含む)

工事名	光南町北公園外 3 公園便所解体工事
設計	2025年 11月
図面名	付近見取図、配置図（東桜町公園）
縮尺	S=NonScale、1/200

工事名	光南町北公園外 3 公園便所解体工事
設計	2025年 11月
図面名	付近見取図、配置図（東桜町公園）

図面No	11/12
------	-------



・撤去建物 : FRP製フローバス便所 平家建 下水接続
 延べ面積 = 0.9 m² (W=900 L=1,000 H=2,250)
 CB基礎 (W=1,000 L=1,150 t=200)
 ※建物および、内撤去。CB基礎、樹、給排水配管等の撤去部分は周囲のGLに合わせて、埋め戻し・整地共

参考数量書

§ 工事名称 光南町北公園外 3公園便所解体工事

§ 工事場所 福山市光南町二丁目外 3か町地内

特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 光南町北公園外 3公園便所解体工事

工事場所 福山市光南町二丁目外 3か町地内

【工事概要】

光南町北公園便所

- ・構造：鉄筋コンクリート造 平家建
- ・延べ面積 4.8 m²

光南町南公園便所

- ・構造：鉄筋コンクリート造 平家建
- ・延べ面積 4.8 m²

蓮池公園便所

- ・構造：コンクリートブロック造 平家建
- ・延べ面積 4.8 m²

東桜町公園便所

- ・構造：FRP造 平家建
- ・延べ面積 0.9 m²

・解体工事 一式

直接工事費 科目別内訳

5

直接工事費 科目別内訳

7

直接工事費 中科目別内訳

直接工事費 細目別内訳

12

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
光南町北公園便所						
仮囲い	支柱単管、防音シート張り H=3.0m 期間：1ヶ月の賃料 基本料、建払い手間、運搬費含む	15	m			
ガードフェンス	H=1800 L=15m程度 設置・撤去共	1	式			
公園占用料	駐車区画2台分 30日	1	式			
光南町南公園便所						
仮囲い	支柱単管、防音シート張り H=3.0m 期間：1ヶ月の賃料 基本料、建払い手間、運搬費含む	15	m			
ガードフェンス	H=1800 L=15m程度 設置・撤去共	1	式			
公園占用料	駐車区画2台分 30日	1	式			
蓮池公園便所						
仮囲い	支柱単管、防音シート張り H=3.0m 期間：1ヶ月の賃料 基本料、建払い手間、運搬費含む	15	m			
ガードフェンス	H=1800 L=15m程度 設置・撤去共	1	式			
交通誘導員B		6	人日			
公園占用料	駐車区画2台分 30日	1	式			
東桜町公園便所						
カラーコーン、バー設置	コーン H=700mm バー L=2000mm 基本料、建払い手間、運搬費含む 10m程度 期間：1ヶ月 材工共	1	式			
公園占用料	駐車区画2台分 30日	1	式			
計						